

保護者各位

千歳市こども福祉部こども政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年10月分からの利用者負担額（保育料）について

日ごろは本市の保育行政の推進につきましてご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の要請・同意により、保育所等が休園した場合又は市の登園自粛要請に応じて保育所等に登園しなかった場合について、利用者負担額（保育料）を日割り計算して減額していますが、令和3年9月30日で家庭保育協力期間が終了したことから、10月からの日割りの対象となる欠席等について、次のとおりお知らせいたします。

なお、日割りの対象等は、先にお知らせしている8月分からの取扱いと変更ありません。

1 日割りの対象となる欠席について

感染拡大防止のため、下記に該当する場合は、保育所等をお休みいただくようお願いいたします。お休みいただいた分の3号認定の利用者負担額（保育料）は日割り計算して減額いたします。

対象ケース	説明	対象児童	対象期間
臨時休園	施設が臨時休園した場合	当該施設に在籍する園児すべて	臨時休園の期間
一斉の登園自粛要請	市が一斉の登園自粛を要請し、欠席した場合	市内保育所等に在籍する園児すべて	登園自粛を要請する期間
園児の感染	園児が感染し、欠席した場合	当該園児	治癒するまでの期間（保健所が指定する期間）
濃厚接触	園児又は同居家族が濃厚接触者に特定され、欠席した場合	当該園児	当該園児又は同居家族の健康状態の観察が終了するまでの期間（保健所が指定する期間）
-1 PCR検査等（低リスク者）	園児又は同居家族が低リスク者等となり、保健所からPCR検査等の受診を指示され、欠席した場合	当該園児	当該園児又は同居家族の陰性が判明するまでの期間（風邪症状のある場合は、-2の期間）
-2 PCR検査等（風邪症状）	園児又は同居親族に風邪症状があり、医師の判断によってPCR検査等を受診し、欠席した場合		当該園児又は同居家族の陰性が判明し、さらに症状が消失するまでの期間（解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善となるまでの期間）
きょうだいの休校	園児のきょうだいが臨時休園・休校、学年・学級閉鎖により自宅待機となり、欠席した場合	当該園児	当該きょうだいの臨時休園・休校、学年・学級閉鎖の期間

…職場等で定期的にPCR検査を受ける場合等、自主的な検査は対象となりません。

…保健所や医師の指示による場合は、PCR検査以外の検査（抗原検査など）も対象とします。

…風邪症状による欠席について、PCR検査等の受診がない場合は対象となりません。

2 申請について

在籍施設から対象となる欠席の報告を受けて計算を行うため、保護者様からの申請は不要です。対象ケース ~ に該当した場合は、速やかに在籍施設へご報告ください。

3 減額の決定について

欠席のあった月の翌々月末までに、「保育料変更通知書」を送付します。

4 還付方法について

市立認定こども園及び私立認可保育所（認定こども園つばさ・認定こども園ひまわり・第2住吉保育園・北陽保育園・ちとせスマイル保育園）
--

原則として、千歳市へ届け出済みの銀行口座へ振り込みます。振り込み終了後に「過誤納金還付通知書」でお知らせいたします。口座の届け出がない場合は、「口座振込依頼書」の提出が必要となるため、該当の世帯にのみ別途お知らせいたします。還付までには3か月ほどお時間をいただく場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。
--

上記以外の施設

在籍施設にお問合せください。

5 給食費の日割りによる減額の取扱いについて（1号・2号）

1号・2号認定の給食費の取扱いについては、在籍施設にお問合せください。

6 その他

- （1）令和3年9月30日で家庭保育協力期間が終了したことから、8月～9月分利用者負担額の減額の決定時期は、11月下旬を予定しています。還付時期について、市立認定こども園及び私立認可保育所は、12月下旬を予定していますが、それ以外の施設は在籍施設にお問合わせください。
- （2）風邪症状のある場合は保育所等の利用を控え、医師の診察を受けるなど、引続き感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

（お問合せ先）
千歳市こども福祉部こども政策課保育係
電話 0123-24-0340（直通）